○経済産業省告示第四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年一月十九日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

名称	変更前後別	保安検査を行う事業所の名称及び所在地
ガス保安検査株式会社	前	西部事業所　兵庫県西宮市津門大箇町七番二十六号
	後	西部事業所　兵庫県尼崎市大高洲町十番地

○国土交通省告示第三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年一月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰並びに志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上、字下原、字八ヶ代、字勢園、字三郎丸、字水神松、字小牧及び字稲荷地内

鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五、字甚堀、字上苑上、字鎌迫、字木森、字田尾、字山元及び字田尾下並びに有明町蓬原字中牟田及び字春日堀地内

鹿児島県曽於郡大崎町菱田字上正坂下、字宇都口、字実吉堀、字家戸原及び字境添、井俣字平良上、字平良宇都、字平田、字六反田、字坂上、字宮脇、字十二輪及び字堂園堀、假宿字五郎城牧、字岩永堀、字荒園及び字天ヶ城、岡別府字天ヶ城、永吉字徳ヶ久保、字天神、字牧山、字鳥首、字柊木段及び字木屋堀並びに持留字尾ノ鼻沖、字渡ヶ迫、字尾ノ鼻及び字茶木地内

鹿児島県鹿屋市串良町細山田字七五迫、字内山、字高附、字大門口、字小牧、字水洗、字川久保、字佛川、字丸尾後、字下別府、字北原ノ上、字町田堀、字井料、字牧山、字新堀込、字田原迫ノ上、字梨木、字長堀、字下田原迫、字田原迫及び字立小野堀地内

２　使用の部分　鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰並びに志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上、字下原、字八ヶ代、字勢園、字三郎丸、字水神松、字小牧及び字稲荷地内

鹿児島県志布志市有明町野井倉字次五、字甚堀、字上苑上、字鎌迫、字木森、字田尾、字山元及び字田尾下並びに有明町蓬原字中牟田及び字春日堀地内

鹿児島県曽於郡大崎町菱田字上正坂下、字宇都口、字実吉堀、字家戸原及び字境添、井俣字平良上、字平良宇都、字平田、字六反田、字坂上、字宮脇及び字堂園堀、假宿字五郎城牧、字荒園及び字天ヶ城、永吉字徳ヶ久保、字天神、字牧山、字柊木段及び字木屋堀並びに持留字尾ノ鼻沖、字渡ヶ迫及び字尾ノ鼻地内

鹿児島県鹿屋市串良町細山田字小牧、字水洗、字川久保、字佛川、字丸尾後、字下別府、字北原ノ上、字町田堀、字上ノ鼻、字井料、字牧山、字新堀込、字田原迫ノ上、字長堀、字下田原迫、字田原迫及び字立小野堀地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内の志布志インターチェンジ（仮称）から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内の鹿屋串良ジャンクションまでの延長約19.2kmの区間（以下「本件区間」という。）における「高速自動車国道東九州自動車道新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮橋及び工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「本路線」という。）は、北九州市を起点とし、大分市、宮崎市等を経由して鹿児島市に至る延長約436kmの路線である。

本路線が通過する鹿児島県志布志市には、九州南部地域における物流拠点であり、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている志布志港が存するとともに、物流等を担う主要幹線道路として本件区間とおおむね並行する一般国道220号及び主要地方道志布志福山線（以下これらを「現道」という。）が存する。本件区間にある曽於郡大崎町や鹿屋市等は畜産業が盛んな地域であり、畜産業に必要な配合飼料の主材料であるとうもろこしが、志布志港から主に現道を介してこれらの地域に陸送されている。また、曽於郡大崎町や鹿屋市はだいこん、ピーマンの主要な産地であるなど農業が盛んな地域であり、収穫されたこれらの農産品は主に一般国道220号を介し、志布志港を経由して大阪方面等へ出荷されている。

以上のように現道は、物流等による通過交通に広く利用されるとともに、地域住民による地域内交通を担っていることから、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道220号の自動車交通量は志布志市志布志町安楽で13,499台／日であり、混雑度は1.26となっており、主要地方道志布志福山線の自動車交通量は曽於市大隅町伊崎田地区で9,718台／日であり、混雑度は1.30となっている。また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径、最急縦断勾配及び道路幅員を満たさない区間も存在する。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続することで、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡し、鹿児島県志布志市、曽於郡大崎町及び鹿屋市と鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保により利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することで、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準を満足すると評価されて